

業務改善助成金申込書

【賃金引き上げ額（30 円以上）】 企業名： （支店等： ）

氏 名	生年月日	採用年月日	昇給額 (時給単価)	氏 名	生年月日	採用年月日	昇給額 (時給単価)

- ※太枠には、事業場内で一番低い賃金の方をご記入ください。
※賃金引き上げが 6 人以上の場合はメールの文章内もしくは別紙に記載ください。
※対象事業所の従業員全員の過去 6 ヶ月の賃金台帳をお送りください。
・昇給後の給与支払日： 月 日支給給与から（ 月 日 ～ 月 日勤務分）

【設備投資の概要等】
購入予定の機械・システム等について「会社名」「概要」「金額」「同型の機器の現在の保有数」をご記載ください。

- ・生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることの詳細な内容を、具体的にご記載ください。

現状の作業方法(問題点)、所要時間等 例：現在、お客様が来店されたとき、商品の会計をすべて手作業で行っており、繁忙時のレジ待ちの行列や、会計ミス等が頻発している。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていない。また、毎日在庫の確認や精算処理を 2 時間かけて行っており、そのために営業時間の短縮を行う日もある。	
設備投資など業務改善計画の内容 例：POS レジシステムを導入することにより、精算処理の効率化だけでなく、在庫管理や売上データが一元管理され、繁忙時のレジ待ちが削減され生産性向上が見込まれる。	
計画の実施による生産性向上・業務改善の効果 例：POS レジシステムを導入することにより①手作業の会計負担が軽減される。②お客様の待ち時間が短縮される。③在庫管理や精算処理が効率化される。④売り上げデータをマーケティングに活用できるほか、日々の在庫の確認や精算処理を 20 分できるようになるので労働者の労働能率の増進が見込まれる。	

※次に該当する場合に限り「定員 7 人以上又は車両本体 200 万円以下の乗用自動車・貨物自動車」「パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末と周辺機器（新規導入に限る）」が対象となる可能性があります。（該当する場合に限りチェック☑をつけてください。）
☐ 原材料費の高騰等の外的要因で申請前 3 か月間のうち任意の 1 月の利益率が前年同期に比べ、3 %以上の低下

- 【重要確認事項（各項目をご理解いただいた上で全てにチェック☑してください。）】
- ☐ 本助成金の計画提出期限、ならびに認定後の注文・納品・支払い期限は原則として 12 月 31 日となること
 - ☐ 設備投資に関する契約・発注・実施・請求・支払（必ず銀行振込）・納品、ならびに賃上げ等は必ず役所からの交付決定通知が届いた後に、岡山中央社会保険労務士法人の案内を受けて実施すること
 - ☐ 相見積りの中の安い方を見積もりと必ず同一の内容で購入すること（中古品の購入の場合は特に注意要）。なお、やむを得ず見積もりと異なるものを購入する場合は、必ず購入前に相談すること（変更が認められるかは内容・期限による）。また申込企業の役員が経営する別企業からの見積もりの取得・設備購入はできないこと。※単品 10 万円以下（税抜き）の機器は相見積書不要
 - ☐ 設備投資の消費税・その他の税金、保険料等の預かり費用は助成金の対象にならないこと
 - ☐ 費用を割賦・ローンで支払う場合は、計画期間内に全ての支払いが完了する必要があること。なお、月額払(年額一括払も同様)の場合は、計画期間内の支払いのみ助成金対象となること
 - ☐ 「設備機器の納品」と「費用の支払」について、それぞれが完了した日から 1 週間以内に岡山中央社会保険労務士法人へ連絡すること
 - ☐ 支払は必ず法人で実施し、代表者個人では支払わないこと（個人事業主は可）
 - ☐ 支払いは原則、銀行振り込みで行うこと
 - ☐ 導入する設備は従業員が使用（代表等のみが使用するものは不可）し、常識的な期間は使用し続けること。破棄（故障も含む）・売却を行う場合は、事前に弊社に連絡を行うこと。
 - ☐ 交付申請日の 6 か月前から賃上げ日もしくは実績報告日から 6 か月を経過する日までに、事業主都合による解雇・退職勧奨、賃金引き下げ、労働時間・日数の減少のないこと。なお、過去に、従来の事業場内最低賃金の引き下げ、労働関係法令違反、補助金等の決定取り消し、労働保険料滞納、助成金不正受給、暴力団と関係、破防法の該当、倒産、不正受給時の公表に同意していないこと。また、過去ならびに未来においての同一設備で他の助成金・補助金の申請・受給が無いこと
 - ☐ 手続費用として、入金額の 20 %（契約書へ 20 %超の記載がある場合は当該率、スポット顧客は 30 %）＋消費税、就業規則改訂 22,000 円（税込）（スポット顧客は 33,000 円（税込）・法的整備が必要な場合は前述費用に加えて 33,000 円（税込）・Word データ化は別途要）が発生すること
 - ☐ 本申込と同様の内容で、自社または第三者に委託して助成金の申請をしないこと（過去にも申請していないこと）。
 - ☐ 助成金申請は申請企業との連携が必要なため、連絡が取れない場合は助成金の申請ができないこと
 - ☐ 一番低い時給単価の方を昇給した後の金額以下で、今後従業員を雇うことができなくなること。（低い方は昇給が必要となります）
 - ☐ 本助成金を申請するにあたり就業規則へ以下のような内容を規定すること（事業場内最低賃金）
 - 当事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額●●●円とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。
 - 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。